

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(基本方針) 第3条 一略一 2及び3 一略一</p>	<p>(基本方針) 第3条 一略一 2及び3 一略一</p>
<p>(従業者等) 第4条 指定介護老人福祉施設には、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 栄養士</u> (5)及び(6) 一略一 2 一略一 (非常災害対策) 第10条 一略一</p>	<p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 5 <u>指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者等) 第4条 指定介護老人福祉施設には、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 栄養士又は管理栄養士</u> (5)及び(6) 一略一 2 一略一 (非常災害対策) 第10条 一略一</p>
<p>(基本方針) 第16条 一略一 2 一略一</p>	<p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>(虐待の防止)</u> 第14条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u> (基本方針) 第16条 一略一 2 一略一 3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>

附 則  
1～5 一略一

い。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

1～5 一略一

6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第9条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第11条第2項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。

8 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第14条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。